

## 久喜市ごみ集積所の設置基準等に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、久喜市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（令和5年久喜市条例第38号。以下「条例」という。）第18条第2項に規定する集積所（以下「集積所」という。）の設置基準等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において「市民等」とは、市民又は市内の住宅を購入した者若しくは管理する者又は開発行為（久喜市開発行為等指導要綱（平成22年久喜市告示第218号）第2条第1号に規定する開発行為をいう。）若しくは建築行為（同要綱第2条第2号に規定する建築行為をいう。）を行う者をいう。

2 この告示において「家庭系廃棄物」とは、条例第2条第1項第1号に規定する家庭系廃棄物をいう。

3 この告示において「廃棄物減量等推進員」とは、条例第11条第1項に規定する廃棄物減量等推進員をいう。

### (設置基準等)

第3条 集積所の設置は、原則として、当該集積所の利用に係る住宅の戸数が4戸以上でなければならない。

2 市民等は、集積所を設置し、又は集積所の場所を変更するときは、事前に市及び当該集積所の付近の住民と協議しなければならない。

### (設置の要件)

第4条 集積所を設置するための要件は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める内容のとおりとする。

(1) 集積所の位置 原則として、幅員が4メートル以上の通り抜けができる道路に面し、かつ、道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定に違反しない場所に車両を停車し、集積された家庭系廃棄物を収集できる位置

(2) 集積所の構造 原則として、壁はブロック積み、床はコンクリート打ちとし、道路側に傾斜を付ける構造

(3) 集積所の大きさ 原則として、当該集積所の利用に係る住宅の戸数が10戸未満のときは2平方メートル以上、10戸以上のときは当該集積所の利用に係る住宅の戸数に0.2平方メートルを乗じて得た面積以上とし、排出された家庭系廃棄物が当該集積所から溢れ出ない大きさ

(利用の届出)

第5条 市民等は、集積所の利用を開始し、又は集積所の場所を変更するときは、ごみ集積所利用開始(変更)届出書(様式第1号)により、集積所の利用を廃止するときは、ごみ集積所利用廃止届出書(様式第2号)により、その7日前までに次に掲げる書類を添えて市長に届け出るものとする。

(1) 集積所の位置図

(2) その他市長が必要と認める書類

(利用者の責務)

第6条 集積所を利用する者(以下「利用者」という。)は、家庭系廃棄物が散乱し、流出し、又は悪臭が漏れることのないよう集積所を常に清潔に保つものとする。

2 分別不良等の理由により集積所に残された家庭系廃棄物については、原則として、利用者が適正に処理するものとする。

3 利用者は、集積所の清掃その他維持管理について、市又は廃棄物減量等推進員の指導事項を遵守するものとする。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、集積所の設置基準等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に利用されている集積所は、この告示に基づき設置され、届出されたものとみなす。

様式第1号（第5条関係）

ごみ集積所利用開始（変更）届出書

年 月 日

久喜市長 あて

住 所

氏 名

電話番号

ごみ集積所の利用について下記のとおり開始（変更）したいので、久喜市ごみ集積所の設置基準等に関する要綱第5条の規定により届け出ます。

記

- 1 利用開始（変更）年月日 年 月 日
- 2 開始（変更）理由
- 3 収集する廃棄物の種類
- 4 集積所の利用戸数
- 5 集積所の設置場所
- 6 事前協議の完了日
  - (1) 市との事前協議 年 月 日
  - (2) 付近住民との事前協議 年 月 日
- 7 添付書類
  - (1) 集積所の位置図
  - (2) その他市長が必要と認める書類
- 8 集積所の設置に係る誓約事項（チェックボックスに記入）
  - 上記の集積所は、久喜市ごみ集積所の設置基準等に関する要綱に従い設置しています。
  - （私有地に設置する場合）上記の集積所は、土地所有者の承諾を得て設置しています。

様式第2号（第5条関係）

ごみ集積所利用廃止届出書

年 月 日

久喜市長 あて

住 所

氏 名

電話番号

ごみ集積所の利用について下記のとおり廃止したいので、久喜市ごみ集積所の設置基準等に関する要綱第5条の規定により届け出ます。

記

- 1 利用廃止年月日 年 月 日
- 2 廃止理由
- 3 廃止する集積所の場所
- 4 添付書類
  - (1) 集積所の位置図
  - (2) その他市長が必要と認める書類